

和歌山県新型インフルエンザ等対策行動計画新旧対照表

新	旧
<p><b>第1章 総論</b></p> <p><b>I. 始めに</b></p> <p>1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 (略)</p> <p>2. 取り組みの経緯</p> <p>我が国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成 17 年（2005 年）に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成 20 年（2008 年）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号。）で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成 21 年（2009 年）2 月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。</p> <p>同年 4 月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後 1 年余で約 2 千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人であり、死亡率は 0.16（人口 10 万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成 23 年（2011 年）9 月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成 24 年（2012 年）4 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。</p>	<p><b>第1章 総論</b></p> <p><b>I. 始めに</b></p> <p>1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 (略)</p> <p>2. 取り組みの経緯</p> <p>我が国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成 17 年（2005 年）に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成 20 年（2008 年）の「<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号。）</u>」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成 21 年（2009 年）2 月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。</p> <p>同年 4 月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後 1 年余で約 2 千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人であり、死亡率は 0.16（人口 10 万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成 23 年（2011 年）9 月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成 24 年（2012 年）4 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p><b>II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</b></p> <p><b>II-1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略</b></p> <p>(略)</p> <p><b>II-5. 対策推進のための役割分担</b></p> <p><b>1. 国の役割</b></p> <p>国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。</p> <p>また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。</p> <p>指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。</p> <p>国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。</p> <p>その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。</p> <p>(略)</p> <p><b>II-6. 県行動計画の主要6項目</b></p>	<p>(略)</p> <p><b>II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</b></p> <p><b>II-1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略</b></p> <p>(略)</p> <p><b>II-5. 対策推進のための役割分担</b></p> <p><b>1. 国の役割</b></p> <p>国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。</p> <p>また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「<u>新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等</u>に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。</p> <p>指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。</p> <p>国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。</p> <p>その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。</p> <p>(略)</p> <p><b>II-6. 県行動計画の主要6項目</b></p>

新	旧
<p>本県行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する」こと及び「県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおり。</p> <p><b>(1) 実施体制</b></p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p><b>(4) 予防・まん延防止</b></p> <p>(ア) 予防・まん延防止の目的</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(ウ) 予防接種</p> <p>i) ワクチン</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>ii) 特定接種</p> <p>ii-1) 特定接種</p> <p>特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、</p> <p>① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）</p>	<p>本県行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する」こと及び「県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。各項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおり。</p> <p><b>(1) 実施体制</b></p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p><b>(4) 予防・まん延防止</b></p> <p>(ア) 予防・まん延防止の目的</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(ウ) 予防接種</p> <p>i) ワクチン</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>ii) 特定接種</p> <p>ii-1) 特定接種</p> <p>特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、</p> <p>① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）</p>

新	旧
<p>② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員</p> <p>③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。</p> <p>政府行動計画において、特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならないとしている。</p> <p>このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当するとしている。</p> <p>また、この指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食糧供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加されるとしている。</p> <p>政府行動計画では、この基本的考え方を踏まえ、登録事業者、公務員は別添のとおりとしている。</p> <p>特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護・福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。</p>	<p>② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員</p> <p>③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。</p> <p>政府行動計画において、特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならないとしている。</p> <p>このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当するとしている。</p> <p>また、この指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食糧供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加されるとしている。</p> <p>政府行動計画では、この基本的考え方を踏まえ、登録事業者、公務員は別添のとおりとしている。</p> <p>特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。</p>

新	旧
<p>事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、政府対策本部において、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定されることになる。</p> <p>特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>iii) 住民接種</p> <p>iii-1) 住民接種</p> <p>特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。</p> <p>一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。</p> <p>住民接種の接種順位については、政府行動計画における住民接種の基本的な考え方を基に対応することとなるが、国は、以下の 4 つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本としており、次のとおり整理されている。</p> <p>事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定する。</p>	<p>事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、政府対策本部において、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定されることになる。</p> <p>特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>iii) 住民接種</p> <p>iii-1) 住民接種</p> <p>特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。</p> <p>一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。</p> <p>住民接種の接種順位については、政府行動計画における住民接種の基本的な考え方を基に対応することとなるが、国は、以下の 4 つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本としており、次のとおり整理されている。</p> <p>事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定する。</p>

新	旧
<p>まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。</p> <p>① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎疾患を有する者</li> <li>・妊婦</li> </ul> <p>② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）</p> <p>③ 成人・若年者</p> <p>④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）</p> <p>接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ決定する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>(5) 医療</b></p> <p>(ア) 医療の目的</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(オ) 抗インフルエンザウイルス薬等</p> <p>i) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</p> <p>① <u>最新の</u>諸外国における備蓄状況や医学的な知見等を踏まえた国の計画に合わせて、<u>全患者（被害想定において全人口の25%が患すると想定）の治療その他医療対応に必要な量</u>を目標として、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。なお、その際、現在</p>	<p>まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。</p> <p>① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎疾患を有する者</li> <li>・妊婦</li> </ul> <p>② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）</p> <p>③ 成人・若年者</p> <p>④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）</p> <p>接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ決定する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>(5) 医療</b></p> <p>(ア) 医療の目的</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(オ) 抗インフルエンザウイルス薬等</p> <p>i) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</p> <p>① 諸外国における備蓄状況や<u>最新の</u>医学的な知見等を踏まえた国の計画に合わせて、<u>県民の45%に相当する量</u>を目標として、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。</p>

新	旧
<p>の備蓄状況や流通の状況、<u>重症患者への対応</u>等も勘案する。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;"><b>【未発生期】</b></p> <p><b>第2章 各段階における対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>(1) 実施体制</b></p> <p>(略)</p> <p><b>(5) 医療</b></p> <p><b>(5)-1 地域医療体制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p><b>(5)-2 県内感染期に備えた医療の確保</b></p> <p>県等及び国は、以下の点に留意して、県内感染期に備えた医療の確保に取り組む。</p> <p>① 県等及び国は、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。 <span style="float: right;"><b>【福祉保健部】</b></span></p> <p>② 県等は、地域の実情に応じ、指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関である医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、日本赤十字病院、独立行政法人労働者健康<u>安全</u>機構の病院等）又は公的医療機関等（大学附属病院、公立病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。 <span style="float: right;"><b>【福祉保健部】</b></span></p> <p>(略)</p> <p><b>(5)-6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</b></p> <p>県及び国は、<u>最新の</u>諸外国における備蓄状況や医学的な知見等を踏まえ、<u>全り患者（被害想定において全人口の25%がり患すると想定）</u>の治</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: right;"><b>【未発生期】</b></p> <p><b>第2章 各段階における対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>(1) 実施体制</b></p> <p>(略)</p> <p><b>(5) 医療</b></p> <p><b>(5)-1 地域医療体制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p><b>(5)-2 県内感染期に備えた医療の確保</b></p> <p>県等及び国は、以下の点に留意して、県内感染期に備えた医療の確保に取り組む。</p> <p>① 県等及び国は、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。 <span style="float: right;"><b>【福祉保健部】</b></span></p> <p>② 県等は、地域の実情に応じ、指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関である医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、日本赤十字病院、独立行政法人労働者健康<u>福祉</u>機構の病院等）又は公的医療機関等（大学附属病院、公立病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。 <span style="float: right;"><b>【福祉保健部】</b></span></p> <p>(略)</p> <p><b>(5)-6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</b></p> <p>県及び国は、諸外国における備蓄状況や<u>最新の</u>医学的な知見等を踏まえ、<u>県民の45%に相当する量</u>を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画</p>

新	旧
<p>療<u>その他医療対応に必要な量</u>を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況、<u>重症患者への対応</u>等も勘案する。 【福祉保健部】</p> <p>(略)</p>	<p>的かつ引き続き安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。 【福祉保健部】</p> <p>(略)</p>
<p style="text-align: right;"><b>【海外発生期】</b></p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: right;"><b>【海外発生期】</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>(1) 実施体制</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>(1) 実施体制</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>(4) 予防・まん延防止</b></p> <p><b>(4)-1 県内でのまん延防止対策の準備</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>(4) 予防・まん延防止</b></p> <p><b>(4)-1 県内でのまん延防止対策の準備</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>(4)-5 予防接種</b></p> <p><b>(4)-5-1 ワクチンの供給</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>(4)-5 予防接種</b></p> <p><b>(4)-5-1 ワクチンの供給</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>(4)-5-2 接種体制</b></p> <p><b>(4)-5-2-1 特定接種</b></p>	<p><b>(4)-5-2 接種体制</b></p> <p><b>(4)-5-2-1 特定接種</b></p>
<p>県及び市町村は、国において、特定接種の具体的運用が決定され、ワクチンの供給があった場合は、国と連携し、自己に所属する地方公務員の対象者に対して、<u>集団的な接種を行うことを基本として</u>、本人の同意を得て特定接種を行う。 【福祉保健部、その他関係部局】</p> <p style="text-align: right;"><b>【国内発生早期／（県内未発生期）（県内発生早期）】</b></p> <p>(略)</p>	<p>県及び市町村は、国において、特定接種の具体的運用が決定され、ワクチンの供給があった場合は、国と連携し、自己に所属する地方公務員の対象者に対して、<u>集団的な接種を行うことを基本に</u>、本人の同意を得て特定接種を行う。 【福祉保健部、その他関係部局】</p> <p style="text-align: right;"><b>【国内発生早期／（県内未発生期）（県内発生早期）】</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>(1) 実施体制</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>(1) 実施体制</b></p> <p>(略)</p>



新	旧
<p><b>(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保</b></p> <p><b>(6)-1 事業者の対応</b></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置</b></p> <p><b>(6)-3-1 事業者の対応等</b></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>(6)-3-2 電気及びガス並びに水の安定供給</b></p> <p>電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</p> <p>水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定地方公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</p> <p style="text-align: right;">【商工観光労働部、その他関係部局】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;"><b>【別添】</b></p> <p style="text-align: center;">(別添)</p> <p><b>特定接種の対象となり得る業種・職務について</b></p> <p>特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、国において基本的な考え方が以下のとおり整理されている。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(1) 特定接種の登録事業者</p>	<p><b>(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保</b></p> <p><b>(6)-1 事業者の対応</b></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置</b></p> <p><b>(6)-3-1 事業者の対応等</b></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>(6)-3-2 電気及びガス並びに水の安定供給</b></p> <p>電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</p> <p>水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定(地方)公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</p> <p style="text-align: right;">【商工観光労働部、その他関係部局】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;"><b>【別添】</b></p> <p style="text-align: center;">(別添)</p> <p><b>特定接種の対象となり得る業種・職務について</b></p> <p>特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、国において基本的な考え方が以下のとおり整理されている。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(1) 特定接種の登録事業者</p>

新					旧				
A 医療分野 (A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)					A 医療分野 (A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)				
業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁	業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、 <u>国立研究開発法人国立がん研究センター</u> 、 <u>国立研究開発法人国立循環器病研究センター</u> 、 <u>国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター</u> 、 <u>国立研究開発法人国立国際医療研究センター</u> 、 <u>国立研究開発法人国立成育医療研究センター</u> 、 <u>国立研究開発法人国立長寿医療研究センター</u> 、独立行政法人国立病院機構の病院、 <u>独立行政法人労働者健康安全機構</u> の病院、 <u>独立行政法人地域医療機能推進機構</u> の病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省	重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、 <u>独立行政法人国立がん研究センター</u> 、 <u>独立行政法人国立循環器病研究センター</u> 、 <u>独立行政法人国立精神・神経医療研究センター</u> 、 <u>独立行政法人国立国際医療研究センター</u> 、 <u>独立行政法人国立成育医療研究センター</u> 、 <u>独立行政法人国立長寿医療研究センター</u> 、独立行政法人国立病院機構の病院、 <u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u> の病院、 <u>社会保険病院</u> 、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省
(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。					(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。				

新					旧				
<b>B 国民生活・国民経済安定分野</b> (B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)					<b>B 国民生活・国民経済安定分野</b> (B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)				
業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁	業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品又は <u>対外診断用医薬品</u> の販売	厚生労働省	医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省	医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
<u>対外診断用医薬品製造業</u>	<u>B-2</u> <u>B-3</u>	<u>対外診断用医薬品製造販売業</u> <u>対外診断用医薬品製造業</u>	<u>新型インフルエンザ等発生時における必要な対外診断用医薬品の生産</u>	<u>厚生労働省</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器貸与業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器貸与業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器貸与業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器貸与業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省	医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
<u>再生医療等製品販売業</u>	<u>B-2</u> <u>B-3</u>	<u>再生医療等製品販売業</u>	<u>新型インフルエンザ等発生時における必要な再生</u>	<u>厚生労働省</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>

新					旧				
			<u>医療等製品の販売</u>						
<u>再生医療等製 品製造業</u>	B-2 B-3	<u>再生医療等製品製 造販売業</u> <u>再生医療等製品製 造業</u>	<u>新型インフルエンザ等発 生時における必要な再生 医療等製品の生産</u>	<u>厚生労働省</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追 加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発 生時における必要なガス の安定的・適切な供給	経済産業省	ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発 生時における必要なガス の安定的・適切な供給	経済産業省
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
映像・音声・ 文字情報制作 業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発 生時における国民への情 報提供	<u>経済産業省</u>	映像・音声・ 文字情報制作 業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発 生時における国民への情 報提供	—
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)